

第一七一九四号

給水装置工事技術者免状

本籍 山形県

氏名 本田 達

昭和三十八年十二月十四日生

水道法昭和五十二年法律第百七十七号の

規定により給水装置工事主任

技術者免状を交付する。

平成十二年一月二十五日

厚生大臣 丹羽雄哉

